

11.3
11

一、工場幹事の数は其の工場内の組合員五人まで一名五人以上二名それから上は十名を増す毎に一名(例へば十五人を超せば三名二十五人を超せば四名と云ふ割合)
二、便宜の方法で月末までに翌月の工場幹事の氏名を本部へ通知する事

一、毎月一回定例幹事會を開く事
以上の如くでありますそれから

一、第一回幹事會の席上で任期を一ヶ年とする幹事長一名を選定する事

一、改めて本組合の會報を發行する事
をも決議いたしました

右第二項の標準に基いて當番幹事の御選定を願ひます就きましては近々に臨時總會も開かねばなりませんし幹事長をも選舉せねばならず其他二三至急協議を要する件もありますから來る廿三日午後七時本部樓上に御參集(當番幹事)願ひたく重要事項もありますから多數御參集の程吳々もお願ひする次第であります

大正十一年五月二十日

神戸市大井通附八〇

神戸印刷工株式會社内

神戸印刷工組合本部

各位